

2025年度監査時に指摘が多かった項目（会計経理）

①	内容
指摘項目	経理規程について
指摘内容	経理規程が遵守されていなかったため、遵守すること。又は必要な範囲内で経理規程を実態に合わせて改正し、理事会の承認を得ること。 1 モデル経理規程第28条では、同条第1項に「小口の支払は、定額資金前渡制度による」とあり、同条第3項では小口現金の限度額を拠点区分ごとに規定しているが、限度額を超えて小口現金を保有し支払っていた。 2 モデル経理規程第30条では、「現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し」とあるが、毎日実施されていなかった。 3 モデル経理規程第54条では、「毎会計年度末現在における固定資産の保有現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならない」とあり、また同条第2項では「会計責任者は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を理事長に報告しなければならない」とあるが固定資産現在高報告書が作成されておらず、報告が行われていなかった。 など
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について社援基発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項1－（4）] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（2）－1]

②	内容
指摘項目	附属明細書について
指摘内容	1 作成すべき附属明細書が作成されていない。 2 附属明細書と計算書類の数字が一致していない。
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準第30条第1項、第2項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（5）－2]

③	内容
指摘項目	契約について
指摘内容	1 100万円を超える契約については、契約書を徴すること。 2 100万円以下の契約について、契約書の作成を省略する場合には、特に軽微なものを除き請書を徴すること。 3 価格による随意契約は、3社以上の業者若しくは経理規程に定めた金額以下の場合、2社以上の業者から見積りを徴し比較すること。見積りを徴せない場合は、合理的な理由書を作成すること。
根拠法令等	[社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて社援基発0329第1号1－（4）] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（2）－1、Ⅲ－4－（4）－4]

④	内容
指摘項目	注記について
指摘内容	1 「会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し」の表記は、「基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」の表記に改めること。 2 「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」について、「有形」の記載が漏れているため記載すること。 3 「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」に、無形固定資産（ソフトウェア、権利など）が含まれているため記載しないこと。 など
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準第29条第1項] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い25、別紙1、2] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（5）－1]

⑤	内容
指摘項目	会計処理について
指摘内容	会計処理は、会計基準に準じ適正に行うこと。 1 決算日の預金残高が、残高証明書と不一致だった。 2 決算日の退職共済預け金総額が、負担金累計額調書と不一致だった。 など
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準 第1条、第2条] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン Ⅲ－3－（1）、（3）－2]

2025年度監査時に指摘が多かった項目（会計経理）

⑥	内容
指摘項目	決算書について
指摘内容	決算書は適正に作成すること。 1 拠点区分間繰入金収入（益）及び拠点区分間繰入金支出（費用）が未控除だった。 2 貸借対照表は中区分まで表示するが、大区分のみが表示されていた。 など
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準 第17条第4項、第23条第4項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン III-3-（3）-3]

⑦	内容
指摘項目	その他の積立金について
指摘内容	1 理事会の決議に基づいて積立をすること。 2 目的外に取り崩す場合は、理事会でその使用目的、取崩金額、時期等を十分に審査すること。 など
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準 第6条第3項] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い19] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン III-3-（3）-3]

⑧	内容
指摘項目	勘定科目について
指摘内容	勘定科目が誤っていたため、適正な科目に計上すること。
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準 第18条、第24条、第28条] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 社援発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項10、25-（1）] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン III-3-（3）-3]

⑨	内容
指摘項目	予算編成について
指摘内容	1 当初予算額が計上されていない科目があるため、適正に計上すること。 2 年度途中で当初予算と実態に乖離等が見込まれる場合、速やかに補正予算を編成し、理事会の承認を得ること。
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 社援発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項2-（1）、（2）] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン III-3-（3）-3]

⑩	内容
指摘項目	国庫補助金等特別積立金について
指摘内容	1 国庫補助金等特別積立金の取崩しは、支出対象経費の期間費用計上に対する割合に相当する額を取り崩すこと。 2 施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金等は、国庫補助金等特別積立金を計上すること。
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準 第6条2項] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い9] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 社援発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項15-（2）イ] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン III-3-（3）-3]

⑪	内容
指摘項目	費与引当金について
指摘内容	費与引当金を計上すること。
根拠法令等	[社会福祉法人会計基準 第5条第2項] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い18-（2）、（3）] [社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 社援発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項18-（2）] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン III-3-（3）-3]